

東日本大震災発生から11年を迎えての会長声明

- 1 東日本大震災（東京電力福島第一原子力発電所事故も含む。以下、同じ。）が発生してから11年が経過した。住居や社会インフラなどの再建はなされているものの、そこで生活しているそれぞれの被災者に対する影響が残存していることに加え、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響も受けているため、今後もきめ細やかな支援が必要であることは言うまでもない。
- 2 当会は東日本大震災の発災以降、被災者一人ひとりの「人間の復興」を果たすという理念に基づき、これまで法律相談や被災者への情報提供、仮設住宅の巡回活動などの支援活動を行ってきた。今後も、岩手県等と連携して沿岸地域における相談活動を継続していく。
- 3 法律相談の内容として、東日本大震災のみに関わるものは減少しているものの、その他の要因と相まってトラブルを抱えている事例や、東日本大震災の影響が様々な形で残存していることが原因となっている事例も依然として存在しており、被災者に対する支援は、11年を迎えてもなお必要とされている。

- 4 東日本大震災の教訓を今後発生する災害に備え、継承することも今後の課題である。

当会は、これまで災害関連死について事例分析することを繰り返し提言し続けてきた。しかしながら、これまで国や都道府県等による十分な分析はなされていない。令和3年9月30日までに3,784人の方が災害関連死として認定されている。弔慰金支給審査委員会において認定を受けることができなかった事例や、支給すべき親族がおらず申請がなされていない事例等を含めれば、その数はさらに多いはずである。これらの災害関連死は、対策をとれば一定程度防ぐことができるものである。将来の災害関連死者数を一人でも減らすために、東日本大震災における災害関連死の具体的な事例を「どうすればその命を救うことができたのか」という観点から分析し、その傾向や防ぐためにとることができた対策について公表することは必要不可欠であり、災害関連死事例の分析及びその結果の公表等を引き続き強く求めるところである。

- 5 次に災害援護貸付の問題である。どのような場合に災害援護貸付に関する償還（返済）を免除することができるのか、具体的な基準および手続きが具体的に定められていない。国や地方自治体に対し、引き続き免除の具体的手続き等につき策定した上で公表することを求めたい。

また、新型コロナウイルス感染症まん延の影響で、債務の弁済が困難になった被災者が債務整理のためのガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を利用する場合、災害援護貸付については免除等を受けられないとの事例が報告されている。災害と新型コロナウイルス感染症の複合的な要因で経済的に困窮する被災者について、生活再建を図るためにも、ガイドラインによって、災害援護資金貸付返済の減免が可能となるよう、一刻も早く制度を改善するよう求める。

6 当会はこれまで繰り返し一人ひとりの被災者の被災の影響を把握し、それに合わせた支援策をまとめ、各種専門家が連携して支援を実施していく「災害ケースマネジメント」の手法による被災者支援の必要性を指摘してきた。東日本大震災以降に発生した災害においても、住家に被害は生じていないが災害により生活に大きな影響を受けた例が多く報告されており、国会としても引き続き「災害ケースマネジメント」の法制化を求めて活動を行っていく。

7 11年が経過しても震災による影響が消えることはなく、国会としても、被災者一人ひとりが望む復興が実現されるよう、被災者に寄り添った支援活動を継続して行う所存である。

令和4年3月11日

岩手弁護士会
会長 菊池

